

平成26年度

H26・27鎌庭管内維持管理工事

(第1回変更)

特記仕様書

平成27年1月

国土交通省 下館河川事務所

第1編 共通編

第1章 総則

第1条 適用

本特記仕様書は、H26・27鎌庭管内維持管理工事（第1回変更）に適用し、本特記仕様書に明記なき事項については、元特記仕様書（以下「元仕様書」という。）によるものとする。

第2条 総合評価施工計画書

元仕様書第4条 総合評価施工計画書を削除する。

第3条 工事施工中の情報共有システムの活用（元仕様書に追加）

1. 本工事は、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの試行対象工事である。なお、試行にあたっては「土木工事の情報共有システム活用ガイドライン」（平成23年4月）に基づき実施すること。
2. 本工事で使用する情報共有システムは、監督職員と協議のうえ決定するものとする。使用する情報共有システムは次の要件を満たすものとする。
「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件」（平成23年3月）Rev3.0
3. 監督職員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者（以下「サービス提供者」という。）との契約は、受注者が行うものとする。また、利用開始日、必要なユーザーID数、ディスク容量等の仕様やワークフロー機能の対象者等については、監督職員と協議の上決定する。なお、システム利用に係る費用については設計変更の対象とする。
4. 受注者は、サービス提供者と次の内容を含めた契約を締結するものとする。
 - ①情報共有システムに関する障害を適正に処理、解決できる体制を整える旨
 - ②サービス提供者が善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない不正アクセス等により、情報漏洩、データ破壊、システム停止等があった場合、速やかに受注者に連絡を行い適正な処理を行う旨
 - ③②の場合において、サービス提供者に重大な管理瑕疵があると監督職員若しくは受注者が判断した場合、又は復旧若しくは処理対応が不適切な場合には、受注者はサービス提供者と協議の上情報共有システムの利用を停止することができる旨
5. 受注者は、本試行を実施しようとする場合、以下の項目について契約後、速やかに実施すること。
 - ①必要なハード環境及びソフト環境の整備をする。
 - ②情報共有システム提供者との利用契約を行い、速やかに、その契約結果を配布する様式（エクセル『様式-1（登録情報共有システム試行工事）.xls』）に必要事項を記載し「様式1」として監督職員に契約内容を報告する。
6. 本試行では、工事（業務）関係書類・進捗報告・連絡・工程管理等について情報共有システムを介して受け渡しを行うものとする。
ただし、情報共有システムによる受け渡しが困難と判断される書類については、監督職員と合議の上、利用の可否を決定し、受注者は、結果を別途監督員が指示する「様式2：試行工事における書類の取り扱い」により監督職員に合議内容を報告する。
7. 情報共有システムの利用料金は設計変更の対象とし、利用料金は情報共有システムへの登録料及び使用料とする。
8. 受注者は、監督職員から技術上の問題点の把握、利用にあたっての評価を行うためアンケート等を求められた場合、協力しなければならない。

第4条 工期

元特記仕様書第23条 工期を以下のように変更する。

工期は、雨天、休日等を見込み、平成26年4月1日から平成28年3月31日までとする。

なお、休日には、日曜日・祝日・年末年始及び夏期休暇の他、作業期間内の全ての土曜日を含んでいる。

第5条 個人情報の取扱いについて

元仕様書第24条（資料等の返却等）を以下のように変更する。

（利用及び提供の制限）

4. 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

（複写等の禁止）

5. 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

（再委託の禁止）

6. 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。

（事案発生時における報告）

7. 受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（資料等の返却等）

8. 受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。なお、発注者の指示又は承諾により個人情報が記録された資料等を複写等した場合には、確実にそれらを廃棄又は消去するとともに、証明書（別紙-2）を発注者に提出しなければならない。

第6条 工事用地等の使用

受注者は、大型土のうの製作ヤードとして、下記の土地を使用するものとする。

1. 場所

下妻ストックヤード

2. 整地・復旧方法等

作業終了後、ストックヤードの整地を行うものとする。

第2章 土工

第7条 発生材の処分

伐採・除根により発生した伐採木等の運搬、処分については、関係法令等を遵守し、適切に処理するものとする。なお、発生材の最終処理としては、下記のとおり見込んでいる。

（1）施設の名称及び所在地

発生材	施設の名称	所在地
幹・根	日の丸商事(株)	茨城県つくば市和台原1494-1

上記（1）については、積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。

なお、受注者の提示する施設と異なる場合でも設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

第2編 材 料 編

第2章 土木工事材料

第8条 大型土のう用袋材

大型土のう用袋材は、耐候性大型土のう（長期仮設3年対応）とする。

第9条 芝

芝は野芝とする。

第3編 土木工事共通編

第1章 総 則

第10条 施工体制調査員

元仕様書第31条を削除する。

第11条 施工体制の点検

元仕様書第32条を以下のように変更する。

1. 受注者は「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年11月27日法律第127号）第13条2により発注者から施工体制について点検を求められたときは、これを受けることを拒んでならない。
2. 施工体制の点検員は当該工事の監督職員等及び発注担当事務所の職員である。
3. 当該工事の監督職員等及び発注担当事務所の職員は、所属、氏名、顔写真の入った名札を着用している。

第12条 工事用通路工

1. 工事用通路（搬入路）は、民地を借用し、整地するものとする。
必要に応じて、敷鉄板等の対応を行うものとする。
2. 運搬路に使用した既設道路の舗装等に破損が生じた場合は、速やかに監督職員と協議し、補修しなければならない。
なお、補修は設計変更の対象とする。

第4編 河川編

第1章 河川維持

第13条 除草工

元仕様書第35条を以下のように変更する。

1. 除草は、「出水期前」（1回目）及び「台風期前」（2回目）の年2回を原則とする。
また、集草・運搬は「台風期前」の年1回を原則とし、それぞれの回数は下表のとおりとする。
ただし、監督職員の指示により除草回数を変更する場合がある。

箇所	回数／年		
	除草	集草	運搬
堤外1：1.9以上	2	1	1
堤内1：1.9以上	2	1	1
堤外1：1.9未満	2	1	1
堤内1：1.9未満	2	1	1
流量観測箇所周辺高水敷	1	0	0

除草は、河川堤防等の変状の確認のために実施するものであるため、「出水期前」については6月下旬までに全区間完了させるものとする。

なお、「台風期前」の除草時期については、別途監督職員より指示するものとする。

2. 集草・運搬は、「台風期前」の除草後、速やかに実施するものとする。
3. 堤防除草中、堤防に損傷等異常を発見した場合には、箇所、範囲等必要な情報を速やかに監督職員に報告すること。
4. 除草工の範囲については、監督職員より貸与する展開図（電子媒体（CD-R又はDVD））によるものとする。
5. 受注者は展開図について現地との照査を行い、その結果を監督職員に提出するものとする。
6. 除草完了後、貸与した展開図を時点修正し、その電子成果品を電子媒体（CD-R又はDVD）で2部提出する。

第14条 放射線量の分析

元仕様書の第4編 河川編、第1章 河川維持に第38条 放射線量分析を追加する。

1. 刈草の収集・運搬に先立ち、守谷市、つくばみらい市、常総市、下妻市、八千代町における代表地点各1箇所の刈草の放射性物質（ヨウ素I-131、セシウムCs-134、Cs-137）の分析を行うものとする。
分析費は維持修繕工で整理し、変更契約の対象とする。
なお、分析結果は、速やかに監督職員に提出するものとする。
2. 上記により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第15条 集草・運搬・処理

元仕様書、第37条 集草・運搬・処分について以下のように変更する。

1. 刈草は、パッカー車（8m³）を用いて、下記の処分先に運搬し処分することを基本とする。
2. 受入場所
 - ①守谷市発生分
 - ・（株）美浦クリーン（茨城県稲敷郡美浦村布佐1732）（運搬距離：約38.8km）
 - ②常総市発生分
 - ・盛田アグリカルチャーリサーチセンター（茨城県つくば市上郷1108-2）（運搬距離：約11.4km）
 - ③つくばみらい市、八千代町、下妻市発生分
 - ・日の丸商事（株）（茨城県つくば市和台原1494-1）（運搬距離：約15.9km）
3. 上記により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第2章 築堤・護岸

第16条 大型土のう製作

製作ヤードにおいて、ストックされている土砂を使用して大型土のう794袋を製作する。
製作数量に増減が生じた場合は、設計変更の対象とする。

第17条 積み込み・運搬

製作ヤード製作した大型土のうを積み込み、設置箇所まで運搬する。
運搬距離は約3.2km、運搬車両は4tダンプトラックを見込んでいる。
これによりがたい場合は、監督職員と協議するものとする。

第18条 据付

運搬してきた大型土のうを2段積みで設置する。
据付は延長344m、据付個数は794個を予定している。

第3章 河川修繕

第19条 高水敷整備工（追加）

1. 除根・整地

鬼怒川右岸23.0km付近（向石下地先）の高水敷の抜根・整地を行う。
除根の範囲について、根の侵入範囲として掘削深さ50cmを標準として掘削するものとする。
ただし、現地状況がこれにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

2. 掘削土・運搬処分

掘削土砂は、鬼怒川左岸26.5kmの作業ヤードに運搬し、根の選別を行う。

第20条 法面補修工（追加）

1. 法面補修工

鬼怒川左岸26.5km付近の根固めブロックストックヤードに生じた法崩れ箇所について、補修工を実施する。

施工は、切り盛り土、法面整形、張り芝工とする。

2. 上記により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第5編 その他

第21条 完成図

元仕様書第41条を以下のように変更する。

工事完成図を下記により作成し、監督職員に提出するものとする。なお、部数は監督職員の指示によるものとする。

(1) 規格はA3版（見開き）とする。

(2) 製本の表紙はEE-5319（白文字）とする。

第6編 状況把握業務

第22条 一般留意事項

元仕様書第47条を以下のように変更する。

1. 管理技術者は、本仕様書第49条で示された業務の適正な履行を確保するため、状況把握員を指揮監督しなければならない。
 - 一. 業務の実施にあたって、設計図書等の内容を十分理解し、状況把握区域内についても精通しておかなければならない。
 - 二. 業務の実施にあたっては、業務に関する図書を適切に整備しておくこと。
2. 管理技術者は、本特記仕様書に定めるところにより監督職員と打合せを行うものとし、その結果について打合せ記録簿に記録し相互に確認しなければならない。
3. 状況把握員は、管理技術者のもとに本特記仕様書第49条のうち監督職員から指示された業務を適正に実施するものとする。

第23条 状況把握の出動・開始及び終了

元仕様書第58条を以下のように変更する。

出水時及び地震発生後、監督職員の指示により、管理技術者が状況把握員を出張所等へ出動させるものとする。ただし、状況把握班の出発及び帰着場所は鎌庭出張所管内とする。なお、監督職員が不在等のときは、管理技術者が河川情報等により情報を得て状況把握員の出動を指示するものとする。ただし、状況把握員においても出動条件を熟知しておくとともに、大規模地震による電話回線の輻輳等により管理技術者の指示が届かない場合を想定し、定められた参集場所に自主的に参集できるよう情報の収集に努めること。

また、状況把握の開始及び終了は、監督職員が管理技術者に指示するものとする。